

国の行政機関向け通報対応ガイドライン（内部の職員等からの通報）新旧対照表

新	旧	改正の趣旨
<p style="text-align: center;">公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報処理対応に関するガイドライン (内部の職員等からの通報)</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 7 月 19 日 関係省庁申合せ 平成 26 年 6 月 23 日一部改正 <u>平成 29 年 3 月 21 日一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">国の行政機関の通報処理ガイドライン (内部の職員等からの通報)</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 7 月 19 日 関係省庁申合せ 平成 26 年 6 月 23 日一部改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインは、公益通報者保護法（以下「法」という。）を踏まえて、内部の職員等からの通報への適切な対応を促進するためのものである旨を明確にしました。 ・「公益通報者保護制度に関する実効性の向上に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、各行政機関が通報事案に対してより誠実かつ丁寧に対応することを促す観点から、「通報処理」という言葉の使い方を見直すべきである旨の意見（検討会第 5 回議事録 P20 参照）があったことを踏まえ、「処理」を「対応」としました（以下「処理」という用語を変更している箇所について同旨）。
<p>1. 本ガイドラインの意義及び目的</p> <p><u>本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行に伴い、以下「法」という。）を踏まえ、国の行政機関が内部の職員等からの通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与する</u></p>	<p>1. 本ガイドラインの目的</p> <p>本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行に伴い、国の行政機関において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図ると</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通報を受けた行政機関において不適切な対応がなされた事案が認められるなど、行政機関における公益通報者保護制度の適切な運用を図ることが重要な課題となっていると

<p><u>など、国の行政機関の法令遵守の確保につながるものである。</u></p> <p><u>また、内部の職員等からの通報を積極的に活用したりリスク管理等を通じて、国の行政機関が適切に行政事務を遂行していくことは、公務に対する国民の信頼の確保並びに国民生活の安定及び社会経済の健全な発展にも資するものである。</u></p> <p><u>本ガイドラインは、以上の意義を踏まえて、国の行政機関において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に<u>処理する</u><u>取り扱う</u>ため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、<u>公益</u>通報者の保護を図るとともに、国の行政機関の法令遵守<u>（コンプライアンス）</u>を推進することを目的とする。</u></p>	<p>ともに、国の行政機関の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。</p>	<p>の検討会の指摘（検討会最終報告書（以下「最終報告書」という。）P26～27 参照）を踏まえ、各行政機関において内部の職員等からの通報に対応するための仕組みを適切に整備・運用することの意義・重要性を明確にしました。</p>
<p>2. 通報処理対応の在り方</p> <p>(1) 通報処理対応の仕組みの整備及び運用</p> <p>① 各行政機関は、<u>内部の職員等からの通報事案への処理対応</u>を、<u>通報者の通報に関する</u>秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に<u>通報を処理に対応</u>する仕組みを整備し、これを適切に運用する。</p>	<p>2. 通報処理の在り方</p> <p>(1) 通報処理の仕組みの整備</p> <p>① 各行政機関は、通報事案の処理を、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ適切な通報対応を担保するため、通報対応の仕組みの整備のみならず、それを適切に運用する必要性についても明確にしました。 ・行政機関が通報に係る秘密等を漏えいすることにより通報者が不利益を被る事案（最終報告書P26 脚注参照）が発生したことを受けて、検討会において通報に係る秘密及び個人情報の漏えい等の防止を更に徹底する必要性が指摘された（最終報告書P27、35 参照）ことを踏まえ、

<p>② 各行政機関は、通報<u>処理対応</u>の仕組みについて、内部規程を作成する。</p> <p><u>③ 地方支分部局等を置いている行政機関にあっては、当該通報対応の仕組みの下で、各地方支分部局等においても適切に通報対応を行うための周知、体制整備その他必要な措置を講じる。</u></p>	<p>② 各行政機関は、通報処理の仕組みについて、内部規程を作成する。</p> <p>(新設)</p>	<p>秘密保持義務の対象を、通報者の秘密のみならず、通報に関する秘密全般にまで広げることとしました（以下「通報者」を「通報」に変更した箇所について同旨）。</p> <p>(※これにより、例えば、通報事案の調査が通報を端緒としたものであること等についても秘密にすることが求められます。)</p> <p>・通報対応の仕組みが地方支分部局等に十分周知されていなかったことにより、不適切な通報対応がなされた事案が認められたことを踏まえ、各地方支分部局等においても適切な通報対応を行うための周知、体制整備等の必要な措置を講じるべき旨を明確にしました。</p>
<p>(2) 総合的な窓口の設置</p> <p>① 各行政機関は、当該行政機関における職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各行政機関は、<u>当該</u>行政機関内部の通報窓口に加えて、</p>	<p>(2) 総合的な窓口の設置</p> <p>① 各行政機関は、当該行政機関における職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各行政機関は、行政機関内部の通報窓口に加えて、外部</p>	

<p>外部に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努める。</p> <p>② 各行政機関は、通報に関連する相談に応じる窓口 （４．において「相談窓口」という。）を設置する。</p>	<p>に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努める。</p> <p>② 各行政機関は、通報に関連する相談に応じる窓口（４．において「相談窓口」という。）を設置する。</p>	
<p>（３）担当者の配置及び育成</p> <p><u>各行政機関は、当該行政機関の関係する部局に、通報対応に必要な適性及び能力を有する担当者を配置（当該部局の職員を担当者として指定することを含む。）し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行う。</u></p>	<p>（新設）</p>	<p>・通報制度の適切な運用を図るためには、それを担う通報取扱担当者等の役割が重要であり、行政職員の通報対応スキルの確保・向上が必要であるとの検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、必要な適正・能力を有する担当者の配置、教育・研修の実施の必要性を明確にしました。</p>
<p>（４）秘密保持及び個人情報保護の徹底、利益相反関係の排除</p> <p>① <u>通報又は相談への処理対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）</u>は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>（３）秘密保持及び個人情報保護の徹底、利益相反関係の排除</p> <p>① 通報又は相談の処理に関与した者は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>・通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、守秘義務を負う者については、通報又は相談への対応に係る直接の担当者のみならず、それに付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者も含まれる旨を明確にしました。</p>

<p>② <u>通報又は相談への処理対応</u>に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>③ <u>各行政機関は、通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報対応の各段階（3. に規定するもののほか、相談及び通報対応終了後の段階を含む。以下同じ。）において遵守すべき事項をあらかじめ取り決めて、通報又は相談への対応に関与する者に対して十分に周知するものとする。この場合、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日 消費者庁。以下「民間事業者向けガイドライン」という。）Ⅲ. 1. に掲げる通報に係る秘密保持の徹底を図るための各種方策等を十分に踏まえた上で、当該行政機関の実情に応じて最も適切と考えられる方法により行うものとする。</u></p>	<p>② 通報又は相談の処理に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>・通報に関する秘密保持及び個人情報の保護の徹底を図るため、通報対応の段階ごとに秘密保持及び個人情報の保護に関する留意事項を規定し、担当者等の注意を喚起することが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P35参照）を踏まえて、追加したものです。</p> <p>なお、「民間事業者向けガイドライン」においては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護を図るために推奨される先進的な方策を具体的に提示しており、これらの方策は国の行政機関における内部の職員等からの通報対応においても有効であることから、各行政機関における仕組みの整備・改善を行なう際に準拠すべき旨を明記しました。</p>
<p><u>(5) 利益相反関係の排除</u></p> <p>③① <u>各行政機関の職員は、自らが関係する通報事案への処理対応</u>に関与してはならない。</p>	<p>③ 各行政機関の職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。</p>	

<p><u>② 各行政機関は、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・利益相反関係の排除を徹底するため、通報受付時や調査開始時に通報取扱担当者等の利益相反関係の有無のチェックを行なうことが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P28参照）を踏まえ明記するものです。</p>
<p>(4.6) 通報対象の範囲</p> <p>通報窓口において受け付ける通報は、以下のとおりとする。</p> <p>ア. 当該行政機関（当該行政機関の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）</p> <p>イ. ア. のほか適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実</p>	<p>(4) 通報対象の範囲</p> <p>通報窓口において受け付ける通報は、以下のとおりとする。</p> <p>ア. 当該行政機関（当該行政機関の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）</p> <p>イ. ア. のほか適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実</p>	
<p>(5.7) 通報者の範囲</p> <p>① 通報窓口では、当該行政機関の職員及び当該行政機関の契約先の労働者<u>のほか、当該行政機関の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者</u>からの通報を受け付ける。</p>	<p>(5) 通報者の範囲</p> <p>① 通報窓口では、当該行政機関の職員及び当該行政機関の契約先の労働者からの通報を受け付ける。</p>	<p>・「公益通報以外の通報」についても、公益通報と同様に、適切に対応されるべきとの検討会の指摘（最終報告書P29参照）を踏まえ、退職者や契約先事業者など、当該行政機関における法令違反行為等の存在を知り得る立場にある者からの通報についても、通報者の範囲に含まれることを</p>

<p>② 通報窓口では、①に掲げる者のほか、国民等からの通報も受け付けることができる。この場合の通報<u>処理対応</u>の手続については、<u>法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各行政機関が別に定めるところによる。</u></p>	<p>② 通報窓口では、①に掲げる者のほか、国民等からの通報も受け付けることができる。この場合の通報処理の手続については各行政機関の定めるところによる。</p>	<p>明確化しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な通報対応を確保するため、各行政機関が国民等からの通報への対応手続について個別に定める場合においても、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえる必要があることを明確にしました。
<p><u>(8) 匿名による通報の取扱い</u></p> <p><u>各行政機関は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。この場合、各行政機関は、通報者と通報窓口担当者との間で、適切に情報の伝達を行い得る仕組みを整備するよう努める。</u></p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法は、通報が実名であるか匿名であるかによる区別を行っておらず、匿名による通報であっても法に基づく公益通報等に該当し得ること、また、通報者が特定されることを恐れて通報を躊躇することにより、重大なリスク情報の把握が遅れる事態を避けるためには、匿名の情報を受け付けることが必要であることを踏まえ、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるべき旨を明確にしました。 <p>なお、匿名による通報については、事実関係の確認等に際して、通報者と通報窓口担当者との間で双方向のやり取りを行うことが難しい場合が多いことから、メールやウェブ・フ</p>

		<p>フォーム等を活用して、通報者の氏名等を特定しない形で運用することや、通報の受付は第三者による外部窓口で行い、行政機関の担当者は通報者に関する個人情報を受け取らないこととするなど、匿名性を確保しつつ実効性のある通報対応を行い得る仕組みを整備するよう努める必要がある旨を注記しました。</p>
<p>3. 通報への処理対応</p> <p>(1) 通報の受付</p> <p>① <u>通報者各行政機関に通報があったときは、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではならない。</u></p> <p>② <u>各行政機関において通報を受け付けたときは、通報に関する通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに(匿名による通報の場合を除く。)、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者に対する不利益な取扱いの</u>はないこと、<u>通報者の通報に関する</u>秘密は保</p>	<p>3. 通報の処理</p> <p>(1) 通報の受付 (新設)</p> <p>① 通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対する不利益取扱いのないこと、通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを、通報者に対し説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通報を受けた行政機関において不適切な対応がなされた事案が認められる中、行政機関における通報への適切な対応の確保が重要な課題となっているとの検討会の指摘（最終報告書P26～27 参照）を踏まえ、通報に対して誠実かつ公正に対応する必要があることや、正当な理由なく通報の受付や受理を拒んではならない旨を明確にしました。 ・通報取扱い時の留意点や適切な対応の在り方として、通報受付時に通報者に対し通報受付後の流れ等を説明すべきとの検討会の指摘（最終報告書P28 参照）を踏まえ、その旨を明記するとともに、通報に関する秘

<p>持されること及び、個人情報保護されること、<u>通報受付後の手続の流れ等</u>を、通報者に対し説明する。<u>ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（以下、(1)③及び④、(2)①及び④、(4)①及び②に規定する通知においても、同様とする。）。</u></p> <p><u>② 通報③ ②において、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。</u></p> <p><u>④ 各行政機関において通報を受け付けた後は、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>② 通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p>	<p>密保持等を徹底する観点から、その例外となる場合について規定するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関における通報対応の進捗状況の透明性を向上させるため、通報者への通知等のフィードバックの措置について具体化・充実化を図るべきとの検討会の指摘（最終報告書 P29～30 参照）を踏まえ、民間事業者向けガイドラインと同様に、通報を受領した旨を通知するよう努める必要がある旨を明記するものです。 行政機関における不適切な通報対応の例として、正当かつ十分な理由なく、又は法やガイドライン等の恣意的・硬直的な解釈に基づき通報を「不受理」とすることによるものが認められることから、形式的な要件によってではなく、実質的に通報対応の要否を判断していくべき旨を明確化
---	---	--

		<p>しました。</p>
<p>(2) 調査の実施</p> <p>① <u>各行政機関において</u>通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行<u>及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護</u>に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>② 調査の実施に当たっては、<u>通報者の通報に関する秘密を守る保持する</u>とともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。</p> <p>③ <u>調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、通報対応の仕組みの整備及び運用に責任を有する幹部等が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。</u></p> <p>④ <u>適正な業務の遂行及び</u>利害関係人の秘密、信用、</p>	<p>(2) 調査の実施</p> <p>① 通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>② 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るとともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。</p> <p>(新設)</p> <p>③ 利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー</p>	<p>・調査実施の有無について通報者に対して通知を行う際の留保事項として、「適正な業務の遂行」に係る支障のみならず、「利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護」に係る支障についても明確にしました。</p> <p>・通報の放置や通報事案の不適切な調査等、行政機関による通報への不適切な対応を防止するための具体的な措置を講じるべきとの検討会の指摘（最終報告書P28～29参照）を踏まえ、責任を有する幹部等が通報事案を適切に管理し、調査の適正性を確保する必要性について明記するものです。</p> <p>・行政機関における通報対応の進捗状</p>

<p>名誉及び、プライバシー等に留意しつつの保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>等に留意しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>況の透明性を向上させるため、通報者への通知等のフィードバックの措置について具体化・充実化を図るべきとの検討会の指摘（最終報告書P 29～30 参照）を踏まえ、調査の進捗状況や調査結果について通知する必要がある旨を明確化する一方、各行政機関における業務遂行等の実態に応じた適切な通報対応が可能となるよう、「適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き」と一定の留保事項を明記しました。</p>
<p>(3) 調査結果に基づく措置の実施等 各行政機関は、調査の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行う。</p>	<p>(3) 調査結果に基づく措置の実施等 各行政機関は、調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行う。</p>	
<p>(4) 通報者への是正措置等の通知 ① 各行政機関は、当該行政機関が是正措置等をとったときは、その内容を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉及び、プライバシー等の保護に留意しつつ支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>(4) 通報者への是正措置等の通知 ① 各行政機関は、当該行政機関が是正措置等をとったときは、その内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>・行政機関における通報対応の進捗状況の透明性を向上させるため、通報者への通知等のフィードバックの措置について具体化・充実化を図るべきとの検討会の指摘（最終報告書P 29～30 参照）を踏まえ、是正措置等</p>

<p>② 各行政機関は、通報の受理から<u>処理通報対応</u>の終了までの<u>標準処理に要する標準的な</u>期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>② 各行政機関は、通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<p>の内容について通知する必要がある旨を明確化する一方、各行政機関における業務遂行等の実態に応じた適切な通報対応が可能となるよう、「適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において」と一定の留保事項を明記しました。</p>
<p>(5) 関係事項の公表 各行政機関は、必要と認める事項を、適宜公表する。</p>	<p>(5) 関係事項の公表 各行政機関は、必要と認める事項を、適宜公表する。</p>	
<p>(6) 是正措置等の実効性評価 各行政機関は、通報<u>処理対応</u>終了後、是正措置等が当該行政機関において十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努める。</p>	<p>(6) 是正措置等の実効性評価 各行政機関は、通報処理終了後、是正措置等が当該行政機関において十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努める。</p>	
<p><u>(7) 意見又は苦情への対応</u> <u>各行政機関は、通報対応に関して通報者又は相談者(以下「通報者等」という。)から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・各行政機関における適切かつ迅速な通報対応の確保を図るため、各行政機関が通報者からの通報対応に係る意見・苦情等の申出を受け付け、これに適切かつ迅速に対応することを</p>

		<p>促進すべきとの検討会の指摘（最終報告書P31 参照）を踏まえ、確認的に明記するものです。</p>
<p>4. 通報者等の保護</p> <p>(1) 通報者等の保護</p> <p>① 各行政機関は、通報者又は相談者（相談窓口相談した者をいう。②において同じ。）等に対し、通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い（<u>嫌がらせ等の事実上の行為を含む。以下同じ。</u>）をしてはならない。</p> <p>② 各行政機関は、通報者又は相談者等に対し、通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。</p>	<p>4. 通報者等の保護</p> <p>(1) 通報者等の保護</p> <p>① 各行政機関は、通報者又は相談者（相談窓口相談した者をいう。②において同じ。）に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>② 各行政機関は、通報者又は相談者に対し、通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。</p>	<p>・不利益な取扱いの表記や内容について整合性を確保するための形式的な修正です。</p>
<p>(2) 通報者のフォローアップ</p> <p>各行政機関は、通報処理対応の終了後、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益な取扱いや職場内で嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。<u>その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、通報者を救済するための適切な措置を講じる。</u></p>	<p>(2) 通報者のフォローアップ</p> <p>各行政機関は、通報処理終了後、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内で嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。</p>	<p>・通報者保護を徹底するため、不利益な取扱いを受けた者に対する救済・回復措置を行なう仕組みを整備すべき旨の検討会の指摘（最終報告書P11 参照）を踏まえ明記するものです。</p>

<p>(3) 職員への救済制度の職員への周知</p> <p>各行政機関は、通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いについて、職員が不利益な取扱いの内容等に応じて、人事院に対する不利益処分についての不服申立て審査請求（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第90条）、勤務条件に関する行政措置の要求（同法第86条）、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知する。</p>	<p>(3) 救済制度の職員への周知</p> <p>各行政機関は、通報又は相談したことを理由とした不利益取扱いについて、職員が不利益取扱いの内容等に応じて、人事院に対する不利益処分についての不服申立て（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第90条）、勤務条件に関する行政措置の要求（同法第86条）、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年の国家公務員法の改正による制度改正を踏まえた修正です。
<p>5. その他</p> <p>(1) 通報関連資料の管理</p> <p>各行政機関は、各通報事案への処理対応に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理しなければならない。</p>	<p>5. その他</p> <p>(1) 通報関連資料の管理</p> <p>各行政機関は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理しなければならない。</p>	
<p>(2) 職員等への周知</p> <p>① 各行政機関は、幹部職員等のリーダーシップの下、職員に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及び本ガイドラインの内容、当該行政機関における通報窓口及び、通報処理対応の仕組み等について、すべて全ての職員等に対し、十分に周知する。</p> <p>② 各行政機関は、通報者の上司である職員が通報を受けた場合、当該職員が自ら行える範囲で必要に応</p>	<p>(2) 職員への周知</p> <p>① 各行政機関は、職員に対する研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、通報窓口及び通報処理の仕組み等について、すべての職員等に対し、周知する。</p> <p>② 各行政機関は、通報者の上司である職員が通報を受けた場合、当該職員が自ら行える範囲で必要に応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関における通報制度の実効性を高めるため、幹部職員等のリーダーシップの下、全ての職員に対する制度の意義や仕組みの周知徹底を図るべき旨の検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、記載内容の拡充を図ったものです。 職制上の直接の上司が法令違反行為等に関与している場合などには、当

<p>じ調査を行うとともに、当該職員の上司への報告、通報窓口への通報その他適切な措置を遅滞なくとるべき旨を周知する。<u>なお、この場合の上司については、必ずしも職制上直接に指揮監督を行う地位にある者であることを要しないものとする。</u></p> <p><u>③ 各行政機関は、通報窓口及び通報対応の仕組みに対する職員等の信頼性の向上を図るため、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、その運用実績の概要を職員等に周知する。</u></p>	<p>じ調査を行うとともに、当該職員の上司への報告、通報窓口への通報その他適切な措置を遅滞なくとるべき旨を周知する。</p> <p>(新設)</p>	<p>該直接の上司に対して報告を行なうことは困難であると考えられることから、「上司」については職制上の直接の上司に限られない旨を明確にしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報制度に対する職員等の信頼を確保するためには、制度が適切に機能していることについて定量的に示すことが有効と考えられることを踏まえ、通報に関する秘密保持等に支障が生じない範囲において、制度の運用実績を周知する必要がある旨を明記するものです。
<p>(3) 協力義務</p> <p>① 各行政機関の職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力する。</p> <p>② 各行政機関及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。</p>	<p>(3) 協力義務</p> <p>① 各行政機関の職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力する。</p> <p>② 各行政機関及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。</p>	
<p>(4) 通報対応の評価及び改善</p> <p><u>① 通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、各行政機関は、通報に関する秘密保持</u></p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関の通報対応状況の透明性の向上を図り、通報に対する適切な対応を確保するため、例えば、通報

<p><u>及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、当該行政機関における通報対応の仕組みの運用状況に関する情報（例えば、通報受付件数、通報事案の概要、通報事案の調査結果の概要、調査の結果とった措置、調査対応状況の概要、通報対応に要した期間等）を、定期的に公表する。</u></p> <p><u>② 各行政機関は、通報対応の仕組みの運用状況について、職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、民間事業者向けガイドラインに掲げられた手法、他の行政機関及び事業者による先進的な取組事例等も参考にした上で、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>受付件数や通報対応状況の概要等、必要と認められる事項を公表する仕組みを設けるべき旨の検討会の指摘（最終報告書P29～30参照）を踏まえ、通報に関する秘密保持等に支障のない範囲でこれらの事項を公表するよう必要がある旨を明記するものです。</p> <p>・通報制度の実効性を高めるためには、通報制度の整備・運用状況について、職員等や第三者の意見等を踏まえつつ、適切な点検を定期的に実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善を図ることが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P13参照）を踏まえ、通報制度の継続的な評価・改善に努める必要がある旨を明記したものです。</p> <p>なお、内部通報制度の運用については、行政機関と民間事業者とで共通する部分が多いことから、その改善を図るに当たっては、行政機関のみならず、民間事業者による先進的な取組事例も参考とすべき旨をあわせて明記しました。</p>
<p><u>(5) 消費者庁の役割等</u></p>		<p>・通報に対する各行政機関の適切な対</p>

<p><u>① 消費者庁は、国の行政機関における通報対応の仕組みの適切な整備及び運用を図るため、又は個別の通報事案に対する適切な対応を確保するために必要があると認めるときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、各行政機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>応を担保するため、今後、消費者庁が果たすべき役割を拡充すること求める検討会の指摘（最終報告書P30～31参照）を踏まえ、まずは現行の設置法で規定されている権限を確認的に記載することにより、通報対応に関して、消費者庁が各行政機関に対して必要な協力を求めることができる旨を明確化したものです。</p> <p>(参考) 消費者庁及び消費者委員会設置法（抄） (所掌事務)</p> <p>第四条 消費者庁は、(略)次に掲げる事務(略)をつかさどる。(略)</p> <p>二十二 公益通報者(略)の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(略)</p> <p>(資料の提出要求等)</p> <p>第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>
<p><u>② 消費者庁は、法の施行状況を把握するため、国の行政機関における通報窓口の設置及び運用状況、通報への対応状況、職員への研修の実施状況等について調査を行い、その結果を公表するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通報に対する各行政機関の適切な対応を担保するため、消費者庁が各行政機関の通報対応状況等を調査・確認し、その結果を公表すること、また、各行政機関における担当者等へ

<p>③ <u>消費者庁は、通報対応の仕組みの適切な整備及び運用に関して、各行政機関の職員への周知、研修等を実施するとともに、各行政機関が当該行政機関の職員等に対して同様の取組を行うに際して、資料の提供、説明その他必要な協力を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>の研修実施を促すため、消費者庁が各行政機関における研修の実施状況について調査し、その結果を公表すること等を求める検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、消費者庁が毎年度実施している「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」等を活用して、それらを行なっていく旨を確認的に記載するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各行政機関における通報制度の実効性を高めるためには、全ての職員等に対する制度の周知徹底を図ることが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、消費者庁が、各行政機関職員への周知、研修等を実施するとともに、各行政機関が同様の取組を行う際には、必要に応じて、消費者庁が協力を行う旨を確認的に記載するものです。
---	-------------	--